

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年2月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 豊島廃棄物等処理事業 高度排水処理施設運転管理業務 一式
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 小豆郡土庄町豊島家浦
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあつては、平成25年2月27日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

- (3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- (4) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (5) 日量65立方メートル以上の能力を有する水処理施設（物理化学的又は生物化学的処理方式等により水を処理する施設をいう。）の運転又は管理を、過去5年間（平成20年2月15日から平成25年2月14日までの間をいう。）に6月間以上行った実績を有すること。
- (6) 凝集膜分離処理法による処理設備の運転又は管理を行った実績を有すること。
- (7) 紫外線照射及びオゾン酸化を含む光化学分解方式によるダイオキシン類分解設備の運転又は管理を行った実績を有すること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

3 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、2の(5)から(7)までに掲げる要件を満たすことを証明する書類を

平成25年2月27日午後5時までに4の(1)の場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、本公告に示した委託業務を履行することができると思われる者に限り入札参加の対象とする。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

郵便番号761-3110 香川県直島町2628-1 香川県直島環境センター 電話番号087-892-2981

ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合にあっては、(3)に記載した日時及び場所による。

(2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否

可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限る。(郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成25年3月26日午後5時までとする。)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年3月27日午前11時 郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県庁北館4階会議室

(4) 入札説明書等を交付する日時

平成25年2月15日から同月21日まで(日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時までの間)

(5) 入札説明書等を交付する場所

(1)に掲げる場所のほか、次の場所で行う。

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県環境森林部廃棄物対策課資源化・処理事業推進室計画・調整グループ 電話番号087-832-3225

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成25年2月27日までに入札(契約)保証金免除(減額)申請書を香川県直島環境センターに提出すること。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札者の資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

(4) 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(5) 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び内容についての事情聴取を求める場合がある。また、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競

争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

(6) 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

(7) 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

(8) 指名停止等措置

落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる。

(9) 契約書作成の要否 要

(10) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成25年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

(11) その他 詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : Operation and maintenance of Teshima Waste Treatment Project's advanced water treatment plant, 1 set

(2) Time-limit for tender : 11:00a. m. , March 27, 2013 (Tender submitted by mail must arrive by 5:00p. m. , on March 26, 2013)

(3) Contact point for the notice : Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectural Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa-ken, Japan 761-3110 Tel 087-892-2981

(4) Japanese language and Japanese yen used in all contract procedures.